

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 質問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年11月4日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県高田警察署の警察官が発行した交通違反点数票の内、補正、是正、誤記等により記載内容の修正を行ったもの。（平成22年11月～平成23年10月発行分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年11月18日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「報告票（平成22年11月～平成23年10月分）」（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### 開示しないこととした理由

###### 条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

###### 条例第7条第4号に該当

交通取締りに関する情報であって、公にすることにより、交通指導取締りの年間水準等が類推できるなど、交通違反の助長又は誘発につながるおそれがあるほか、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

###### 条例第7条第6号に該当

交通取締業務に関する情報であり、公にすることにより、交通指導取締りの年間水準等が類推できるなど、将来交通指導取締りの目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### **3 審査請求**

審査請求人は、平成23年11月20日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

### **4 諒 問**

平成23年12月15日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

#### **第3 審査請求人の主張要旨**

##### **1 審査請求の趣旨**

原処分を取り消し、当該行政文書（条例第7条第2号に該当する部分を除く。）を開示せよとの裁決を求める。

##### **2 審査請求の理由**

開示請求した行政文書は、報告書の全てではなく、記載内容の修正を行ったものに限っている。したがって、これらの限定的な情報から交通取締りの年間水準等を類推することは非常に困難である。

また、審査請求人としては、報告票の修正箇所及び修正理由が推測できるものを知りたいのであって、このような情報を開示したとしても交通取締業務の支障となることは考えられないことから、実施機関が一部開示決定を行わず、全部不開示としたのは裁量権の濫用であり、不開示決定を取り消すべきである。

#### **第4 諒問実施機関の説明要旨**

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### **1 理由説明書**

###### **(1) 開示請求に係る行政文書の性格**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に規定された違反行為のうち、道交法第71条の3に規定された座席ベルト装着義務違反、道交法第71条の3第3項に規定された幼児用補助装置使用義務違反及び道交法第71条の4に規定された乗車用ヘルメット着用義務違反については、道交法第8章の定める罰則の対象とはなっておらず、したがって、道交法第125条第1項の定める反則行為にも該当しないことから、警察官が違反を現認等した場合、点数切符による処理となる。

審査請求人が求める行政文書は、奈良県高田警察署管内における前記違反の取締りに伴って作成された点数切符のうち、所属において保管されている一定の期間分の報告票のうち、修正等がなされたものである。

###### **(2) 条例第7条第2号の該当性**

報告票については、前記のとおり違反者の人定事項が記載され、これら個人に関する情報は特定の個人を識別できるものであり、本号に該当する。

さらに、告知者の氏名及び報告書の作成者氏名のうち、警部補、巡査部長、巡査の階級にある者の氏名については、氏名を慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていない職員であることから、本号に該当する。

### (3) 条例第7条第4号及び第6号の該当性

違反日時・場所については、これを公にすることにより、警察が行う交通指導取締りの時間的な取締り体制の軽重や、取締りを実施する場所が明らかとなり、検挙件数の少ない場所及び時間帯における交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるほか、取締りを免れようとする者にとっては極めて有利な情報となるから、前述の条例第7条第2号の他、同条第4号に該当し、交通指導取締りという警察の業務に支障を及ぼすとして同条第6号にも該当する情報である。

奈良県内の警察署は15署であり、大都市と比較した場合、警察署の管轄区域を比較的容易に知ることができ、所属別、違反種別の取締り件数を公開することにより、所属ごとの取締り体制の強弱、取締り対象となる交通違反が明らかとなり、取締り体制の弱い警察署管内の交通違反行為、又は検挙件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるほか、取締りを免れようとする者にとっては極めて有利な情報となることから、奈良県警察が一般に公開している「交通年鑑」においても、年別、違反種別の取締り総件数については公表しているが、所属や地域別の詳細な統計資料については公表していない。

したがって、所属別の取締り件数は、条例第7条第4号に該当し、また、交通の取締りは警察の業務であることから、同条第6号にも該当する情報である。

審査請求人は、全体の報告票のうちの一部に限定しているに過ぎないと主張するが、仮に上記不開示情報を除いた情報を条例第11条第1項に基づいて一部開示したとすれば、限定的ではあるが報告票の枚数が公となり、その後に審査請求人が修正されていない報告票の開示を請求さえすれば、結果的に特定所属における取締り件数という情報を公にすることになる。

のことについて審査請求人は、審査請求書において「交通取締りの年間水準を類推することは非常に困難」と主張しているが、前述のとおり、審査請求人をして特定所属における取締りの年間水準を特定することは極めて容易であり、報告書の一部を開示することは、取締り件数を公にすることと同義なのである。

以上のことから、条例第7条第4号及び第6号に該当する取締り水準という情報を公にすることになることから、対象行政文書を報告書と特定した上で、本件決定を行ったものである。

### (4) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

## 2 口頭理由説明

本件開示請求において審査請求人の言う「交通違反点数票」について、実施機関は「交通違反点数切符」、いわゆる白切符のうち報告票を特定した。

白切符については、平成23年中に県下で約4万枚作成されているが、各所属にお

いて誤記等により訂正された切符と誤記等のない切符とを区別することなく保管されており、また訂正箇所がある切符の枚数を集計した文書は、事務処理上作成する必要性がないため保有していない。

また、開示請求者が求める「白切符のうち、記載内容の変更を行ったもの」を開示すると、次に「白切符のうち、記載内容の変更を行っていないもの」との内容で開示請求された場合、結果的に各所属別の白切符の告知件数という不開示情報が判明することになる。

よって、保有する文書の枚数を答えるだけで不開示情報が公になることから、文書名を特定した上で全部不開示とする決定を行ったものである。

なお、所属別の取締り件数や違反別の詳細な件数が条例第7条第4号及び同条第6号に該当することについては、第159号諮詢事案で御審議いただいたとおりである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県高田警察署の警察官が平成22年11月から平成23年10月までの期間に作成した交通違反点数切符のうち、記載内容の変更が行われたものに係る報告票である。交通違反点数切符は複写式となっており、報告票は、違反を告知した警察官が所属長に報告し、当該所属において保管されるものである。

本件行政文書には、交通違反の取締りを行った場合の違反者の氏名、住所等違反者個人の情報及び違反の日時、場所、違反行為の内容等が記載されている。

### 3 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件行政文書に係る情報について、条例第7条第4号に該当するとしているので、以下検討する。

報告票は、交通違反告知を行う際に作成されるものであることから、報告票の枚数は、点数切符により処理された交通違反の件数を表すこととなる。

諮問実施機関は、報告票の一部分でも開示すれば、その枚数が明らかになり、当該枚数は特定の所属における交通違反の件数を表すことから、これによって当該所属における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が明らかになり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、報告票全体を不開示とする必要があると説明している。

この点について、本件開示請求は、特定の警察署を名指ししたものであることから、開示された文書の枚数は、当該警察署において処理された交通違反の件数を表すことになると認められる。さらに、本件開示請求のように補正等がなされた報告票について一部開示決定を行い、別途、補正等がなされなかった報告票について開示請求がなされた場合にも一部開示決定を行うことになれば、それらの枚数を合計することにより、特定の所属において点数切符により処理された交通違反の件数が明らかになると認められる。

次に、当該件数が明らかになることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて検討する。

諮問実施機関の説明によると、交通取締りは、各警察署等の管轄区内における交通違反及び交通事故の実情、住民の要望及び苦情、取締りに適した場所の有無等勘案し、実施するものであり、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別等が反映されることである。

そして、交通取締りの対象となる交通違反は、道交法第8章に規定する罰則が適用されうことから、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別に係る情報は、犯罪の捜査等に係る情報としての側面を有するものと認められる。

また、各警察署等における取締り体制の強弱、重点的に取り締まる違反種別が明らかになると、取締り体制の弱い警察署管内の交通違反行為、又は取締り件数の少ない交通違反行為を助長し、又は誘発するおそれがあるという諮問実施機関の説明には相当の理由があると認められる。

したがって、当該件数は、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

以上のことから、本件行政文書全体を不開示とした本件決定は妥当であると認められる。

#### 4 結 論

以上の事実及び理由により、条例第7条第2号及び第6号該当性を判断するまでもなく、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

### 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年12月15日	・ 質問実施機関から質問を受けた。
平成24年 2月16日	・ 質問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成28年 3月11日 (第193回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成28年 4月28日 (第194回審査会)	・ 質問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 5月26日 (第195回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 6月23日 (第196回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 7月28日 (第197回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 8月12日	・ 質問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い ろ め よ し も 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学法学部・法学研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長